

○山県市総合計画審議会条例

平成15年4月1日

条例第22号

改正 平成18年3月22日条例第2号

平成19年3月20日条例第3号

平成23年12月19日条例第24号

平成25年6月28日条例第24号

(設置)

第1条 市長の諮問機関として、山県市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、山県市総合計画の策定に関する事項を審議し、その意見を答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月22日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月19日条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月28日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。